

ほくほく Pay（北海道銀行）加盟店規約 新旧比較表

2019年11月19日より、以下のとおり変更いたします。

(下線部を変更)

	旧条文	新条文
第2条	<p>(3) ほくほく Pay</p> <p>加盟店における商品またはサービスの代金等を、スマートフォン等を利用して預金口座から即時に支払うことのできる、当行が個人のお客さま向けに提供する決済サービスをいいます。本規約においては、当行の提携金融機関が提供する同様のサービスとあわせて「ほくほく Pay 等」といいます。</p>	<p>(3) ほくほく Pay</p> <p>加盟店における商品またはサービスの代金等を、スマートフォン等を利用して預金口座から即時に支払うことのできる、当行が個人のお客さま向けに提供する決済サービスをいいます。本規約においては、<u>当行の提携金融機関または許諾事業法人</u>が提供する同様のサービスとあわせて「ほくほく Pay 等」といいます。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(12) 事業者型 Pay</u> 当行又は当行の提携金融機関が銀行 Pay 機能（所定のアプリケーションサービスにより、ほくほく Pay 取引を行うことができる機能をいいます。）の利用を許諾した事業法人が提供・運営する所定のアプリケーションサービスをいいます。</p> <p><u>(13) 許諾事業法人</u> 事業者型 Pay を提供する1又は複数の会社を、個別にまたは総称していいます。</p>
第5条	<p>5. ほくほく Pay 取引の限度額については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 加盟店は、当該加盟店における1日あたりのほくほく Pay 取引の金額に上限を設ける場合は、当行に申し出ることとします。申し出がない場合には当行が設定できるものとします。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、当行は、当該加盟店におけるほくほく Pay 取引の1日あたりの累積限度額を定めることができるものとします。</p>	<p>5. ほくほく Pay 取引の限度額については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 加盟店は、当該加盟店における<u>一人</u>1日あたりのほくほく Pay 取引の金額に上限を設ける場合は、当行に申し出ることとします。申し出がない場合には当行が設定できるものとします。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、当行は、当該加盟店におけるほくほく Pay 取引の<u>一人</u>1日あたりの累積限度額を定めることができるものとします。</p>
第18条	<p>2. ほくほく Pay 取引が成立した場合、当行は、ほくほく Pay 取引の結果を利用者に通知するため、提携金融機関に対し加盟店情報等を提供することがあります。</p>	<p>2. ほくほく Pay 取引が成立した場合、当行は、ほくほく Pay 取引の結果を利用者に通知するため、<u>許諾事業法人（同社が個人情報の共同利用を行うものとして定めるグループ会社、及び同社が個人情報の第三者提供を行うものとして定める法人等を含みます。以下、本条において同じ。）</u>および</p>

	<p>3. 加盟店は、当行が本条第 1 項により取得した加盟店情報等、および提携金融機関が前項により取得した加盟店情報等をマーケティングおよびアフターサービス目的により利用することに同意します。</p>	<p>び提携金融機関に対し加盟店情報等を提供することがあります。</p> <p>3. 加盟店は、許諾事業法人が前項により取得した加盟店情報を以下の目的により利用することに同意します。</p> <p><u>(1) 事業者型 Pay の提供、維持、保護、改善および向上のため</u></p> <p><u>(2) 事業者型 Pay の利用者による利用状況の調査または分析（統計データの作成もしくは分析、マーケティング調査、統計もしくは分析、及びアンケートの実施を含みます。）のため</u></p> <p><u>(3) 事業者型 Pay に関するご案内、事業者型 Pay に関する許諾事業法人の規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）の変更通知、利用者からのお問い合わせ等への対応のため</u></p> <p><u>(4) 事業者型 Pay に関するシステムメンテナンス又は不具合対応、事業者型 Pay に関するサービスの向上のため</u></p> <p><u>(5) 事業者型 Pay に関する規約等に違反する行為その他不正利用の予防及び対応のため</u></p> <p><u>(6) マーケティング調査、宣伝・広告配信（利用者の登録事項及び利用状況等に基づく広告配信を含みます。）及びその効果測定、商品開発並びに営業活動のため</u></p> <p><u>(7) その他許諾事業法人の各種サービスに関する第 1 号ないし第 5 号の目的のため</u></p> <p><u>(8) その他許諾事業法人がプライバシーポリシー等で明示する利用目的</u></p> <p>4. 加盟店は、当行が本条第 1 項により取得した加盟店情報等、および提携金融機関が本条第 2 項により取得した加盟店情報等をマーケティングおよびアフターサービス目的により利用することに同意します。</p>
別紙 1	体育の日（10 月第 2 月曜日）	スポーツの日（10 月第 2 月曜日）